

国名 インドネシア	スラウェシ地域開発能力向上プロジェクト
--------------	---------------------

**I 案件概要**

事業の背景	インドネシアの政治体制は、1999年以降地方分権化が進められていた。開発計画システムと地方自治に関する2004年の法律第25号及び第32号では、国家開発の計画立案は、これらの法律で規定された役割及び機能に基づく、中央、州、県及び市政府により実施すべきであるとされている。こうした地方分権化政策において、州政府は国家開発計画との整合性を維持することが求められる一方で、県/市政府に対し、新たなボトムアップによる政策プロセスにおける調整役及び政策の仲介役としての役割を果たすことが期待されていた。他方、県/市政府の役割は、コミュニティのニーズを反映したボトムアップによる地域開発の計画立案・実施であった。しかしながら、開発計画の策定・実施に関する地方政府の能力は十分でなかった。そうした状況下、インドネシア政府は日本政府に対し、スラウェシ6州における地方政府のイニシアティブに基づく地域開発の促進への支援を要請した。												
事業の目的	本事業は、政策決定者、地方政府職員及びコミュニティ・ファシリテーター*に対する地域開発計画立案に関する研修、パイロット活動への支援、本事業効果の普及メカニズムの整備を通じて、スラウェシの地域開発に関わる関係者の能力を強化し、関係者間の協働メカニズム**を整備することを図り、以って関係者の協働のもと、地方主導のスラウェシにおける地域開発の促進を目指した。												
	1.上位目標：スラウェシにおいて地方主導の地域開発が推進される。 2.プロジェクト目標：スラウェシの地域開発に関わる関係者の能力が強化され、協働のメカニズムが整備される。  (注) *「コミュニティ・ファシリテーター」とは、地方主導の地域開発における参加型計画立案を促す役割を担うために本事業で育成される人材を指す。 **「メカニズム」とは、関係者間の協議・調整に基づき、地域開発にかかる資源（人材、資金等）の提供・活用が行われるプロセスを指す。												
実施内容	1. 事業サイト：スラウェシ6州（南スラウェシ、南東スラウェシ、西スラウェシ、中央スラウェシ、ゴロンタロ、北スラウェシ）の29県/市 2. 主な活動：1) 政策決定者、計画立案を担当する地方政府の職員、コミュニティ・ファシリテーターに対する地域開発計画立案に関する研修、2) 関係者間の協働によるパイロット活動への支援、3) グッドプラクティスの共有、4) 本事業効果の普及メカニズムの整備 等 3. 投入実績 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本側</td> <td style="width: 50%;">相手国側</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 11人（長期専門家：4人、短期専門家：7人）</td> <td>(1) カウンターパート配置 24人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 59人</td> <td>(2) 土地・施設 プロジェクト事務所</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与 車両6台</td> <td>(3) ローカルコスト</td> </tr> </table>					日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 11人（長期専門家：4人、短期専門家：7人）	(1) カウンターパート配置 24人	(2) 研修員受入 59人	(2) 土地・施設 プロジェクト事務所	(3) 機材供与 車両6台	(3) ローカルコスト
日本側	相手国側												
(1) 専門家派遣 11人（長期専門家：4人、短期専門家：7人）	(1) カウンターパート配置 24人												
(2) 研修員受入 59人	(2) 土地・施設 プロジェクト事務所												
(3) 機材供与 車両6台	(3) ローカルコスト												
事前評価年	2007年	協力期間	2007年9月～2012年9月 （うち延長期間：2010年9月～2012年9月）	協力金額	(事前評価時) 380百万円 (実績)690百万円								
相手国実施機関	内務省援助調整局、国家開発企画庁（BAPPENAS）、スラウェシ6州の各地域開発計画庁（BAPPEDA）												
日本側協力機関	日本福祉大学												

**II 評価結果**

1 妥当性	<p><b>【事前評価時・事業完了時のインドネシア政府の開発政策との整合性】</b>                  本事業は、「中期国家開発計画（RPJMN 2005年-2009年）（RPJMN 2010年-2014年）」に掲げられた、地域間格差の是正及び包括的（インクルーシブ）かつ平等な開発に向けた開発プロセスに対する住民の関与に重点を置く、インドネシア政府の開発政策に合致していた。</p> <p><b>【事前評価時・事業完了時のインドネシアにおける開発ニーズとの整合性】</b>                  本事業は、地方分権化システムの下でのコミュニティのニーズを反映した、ボトムアップによる開発計画立案及び実施に関する県政府の能力強化という、インドネシアの開発ニーズに合致しており、こうしたニーズは事前評価時から事業完了時点までにおいて変化はなかった。</p> <p><b>【事前評価時における日本の援助方針との整合性】</b>                  本事業は、3つの柱の一つとして、民主的で公正な社会造りに重点を置く、日本の対インドネシア国別援助計画（2004年11月）に合致していた。</p> <p><b>【評価判断】</b>                  以上より、本事業の妥当性は高い。</p>
-------	--

## 2 有効性・インパクト

### 【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時点までに、プロジェクト目標は達成された。7県/市（ワカトビ県、タカラール県、ポフワト県、パリギ・モントン県、パル市、マムジュ県、北ミナハサ県）において、協働メカニズムが整備された。すなわち、目標値の6事例を上回る協働メカニズムが構築された。タカラール県及びワカトビ県においては、それぞれ2011年2月と2012年2月に県知事令が制定された。パイロット活動の実施に基づき、協働メカニズムの制度化に関する教材を含む、21の教材で構成される能力強化向け研修モジュールが開発された。

### 【プロジェクト目標の事後評価時における継続状況】

事業完了以降、本事業の効果は継続している。本事業完了後、対象6州において、協働メカニズムが新たに14件整備された。本事後評価の現地調査において、文書化はされていないものの、複数の協働メカニズムにおける教訓が得られていることを確認した。特に、本事業によって導入された、計画立案プロセスにおけるコミュニティ・ファシリテーターの機能の重要性は、対象地域において認識されている。例えば、コミュニティ・ファシリテーターは高度な知識及び能力を保持していることから、ポフワト県、ワカトビ県、マムジュ県及びタカラール県の県政府は、村レベルでのムスレンバン<sup>1</sup>実施に向けた準備及びムスレンバンの実施を支援するため、コミュニティ・ファシリテーターと連携している。ムスレンバンが実施される一週間前には、村で確認された事実に基づいて、潜在的な可能性、課題及びニーズに関わる情報を発掘し、伝えるため、コミュニティ・ファシリテーターはコミュニティに対する指導と啓発を行っている。コミュニティ・ファシリテーターは、村で確認された事実との整合性を確保するため、住民が提案した活動の検証も行っている。コミュニティ・ファシリテーターは、ムスレンバンを円滑に、効率的にかつ効果的に進められるよう活動している。このプロセスによって、計画がコミュニティのニーズにより即したのものとなるという正のインパクトをもたらしている。

### 【上位目標の事後評価時における達成状況】

上位目標は達成された。本事後評価時点までに、対象州において、関係者間の協働の下、12の地域開発プログラムが実施された。例えば、北スラウェシ州ブナケン島の廃棄物処理プログラムは、2013年にインドネシア政府のミレニアム開発目標賞を受賞した。

### 【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

本事後評価時点において、本事業による正のインパクトが幾つか確認された。コミュニティ・ファシリテーター及びマスター・ファシリテーター（コミュニティ・ファシリテーターの育成を行う）は、対象全6州において新たなコミュニティ・ファシリテーターを育成し、大学や政府、国際ドナー機関等の幅広い機関と協力をしている。また、一部のコミュニティ・ファシリテーターは、政府機関やNGO団体に雇用され、本事業のアプローチ（能力向上プロジェクト(CDP)アプローチ）を普及している。加えて、本事業は、関係者の能力向上だけでなく、課題解決に対する自信及びコミットメントの向上にも貢献した。さらに、マスター・ファシリテーターのリソースバンクとして本事業で設立された「変革のためのコミュニティ・イニシアティブ (COMMIT)」と称される財団は、スラウェシの29県/市のみならず、アフガニスタン、ブータン及びミャンマーを含む国外にまでサービスを提供している。負のインパクトは確認されなかった。

### 【評価判断】

以上より、本事業の実施によりプロジェクト目標及び上位目標は達成された。加えて、本事業は、関係者間の課題解決に対する自信及びコミットメントの向上に貢献し、CDPアプローチはコミュニティ・ファシリテーターによって普及されている。よって、本事業の有効性・インパクトは高い。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績
プロジェクト目標 スラウェシにおける地域開発に係わる関係者の能力が強化され、協働のメカニズムが整備される。	(指標 1) 事業活動の実施を通じて、関係者間の協働メカニズム6件が対象地域において整備される。  (県全体で模倣/導入が可能な、関係者間の協働メカニズムの事例が最低3件整備され、文書化される。その他の事例3件においては、パイロット活動を通じて構築された協働メカニズムにおける教訓及び効果が導出され、文書化される。)	達成状況：達成 (事業完了時) ● 7県/市において、協働メカニズムが整備された。 ● そのうち2県(タカラール県及びワカトビ県)では、それぞれ2011年2月と2012年2月に、県知事令が制定された。 ● パイロット活動の実施を通じて、21の教材で構成される、協働メカニズムに関する能力開発モジュールが開発された。  (事後評価時) 継続 ● 新たに整備された協働メカニズムに関する事例14件が、文書化され、CDPアプローチの関係者に配布された。 ➢ 北スラウェシ州：3件 ➢ ゴロンタロ州：3件 ➢ 南東スラウェシ州：2件 ➢ 西スラウェシ州：2件 ➢ 中央スラウェシ州：2件 ➢ 南スラウェシ州：2件
上位目標 スラウェシにおいて地方主導の地域開発が推進される。	(指標 1) 関係者間の協働下で、計画立案及び実施される地域開発プログラム/プロジェクトの数	(事後評価時) 達成 ● 関係者間の協働下で、12のプログラムが実施された。 ➢ 北マムジュ県での村落建設に関する SMART <sup>2</sup> 運動 ➢ 中央スラウェシ州パリギモントン県ペタバ村で発生した土砂崩れ後の土地改良活動

<sup>1</sup> ムスレンバンとは、もともと地方における参加型の計画立案において民主主義を醸成する概念である。ムスレンバンは開発プログラムの形成を行うすべての関係者による、コミュニティあるいは村落レベルの集会和定義される。その準備はプレ・ムスレンバンと呼ばれ、コミュニティのニーズの把握、コミュニティ住民へのムスレンバン・プロセスの普及を含む、実際のムスレンバンの前に行われる参加型プロセスである。

<sup>2</sup> SMART はインドネシア語 「Sejahtera (繁栄), Mandiri (自立), and Bermartabat (尊厳)」の略称で、北マムジュ県における開発格差是正イニシアティブである。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北ミナハサ県でのクラブット山環境保全プログラム</li> <li>➤ コミュニティ・ファシリテーターが主導した、ゴロンタロ州ポフワト県で環境破壊を引き起こしているとされる鉱山開発業者に対する啓発の制度化と実施に向けたグヌング・パニの鉱山周辺の青年層へのエンパワメント</li> <li>➤ 児童保護委員会に対する支援</li> <li>➤ マングローブ林の保全</li> <li>➤ イルファン・サレーにおける社会経済に関するプログラムのモニタリング・評価</li> <li>➤ 北スラウェシ州ブナケン島での廃棄物・リサイクル対策プログラム</li> <li>➤ モティカ原生林の再生</li> <li>➤ 野生生物保護を行っている NGO のブルング・インドネシア、ゴロンタロ大学、ガジャマダ大学、村落、県政府 (BAPPEDA、農業普及局、家畜局、産業局) の共同による、カカオ産業開発プログラム</li> <li>➤ ブルング・インドネシア、BAPPEDA、ランダンガン地区の河川管理を行うセンターである BP Das Randangan 長、コミュニティマングローブ保護グループ長、県教育局、県自然環境保護局 (BKSDA)、ポフワト県森林局の間での協働による、地域環境プログラムのカリキュラム作成</li> <li>➤ カレヅパ島ソムバノ村における海外浸食の防止</li> </ul>
--	--	--

出所：終了時評価報告書（2012）、事後評価聞き取り調査及び質問票調査（2016）

### 3 効率性

本事業の事業期間及び事業費は、大幅に計画を超過した（計画比：それぞれ、167%、182%）。2010年7月に行われた終了時評価において、プロジェクト目標の達成、本事業による技術支援を維持するための人材の組織化及びスラウェシ以外の地域におけるCDPアプローチの普及の準備に向けた追加的な事業期間の必要性が指摘され、事業期間は延長された。その結果、追加投入による追加的な活動が実施され、追加投入により、多くのマスター・ファシリテーターの育成（13人から58人）、パイロット活動を通じたより多くの組織整備あるいは強化（20組織から54組織）、COMMITの設立等のアウトプットの算出につながっており、事業期間と事業費の増に一定程度見合うものであった。よって、効率性は中程度である。

### 4 持続性

#### 【政策制度面】

地方自治政策は、州・県・市政府に対し、教育や研修、他国への現地訪問による関係者の能力向上を含む、地域開発のための創造性及び革新についての自由を付与している。（国家開発計画立案システムに関する2004年法律第25号及び地方政府に関する2014年法令第23号）

また、各州政府は、本事業によって導入された協働メカニズムを整備するための法律を制定した。例としては、以下のものがあげられる。(1) ゴロンタロ州の国際機関、国家機関、地域機関や、地元団体といったパートナー機関との開発協力における調整、促進、モニタリング、評価を担う組織の設立のための「ゴロンタロ州開発庁技術実施ユニットの組織設立と手続き」に関する2013年ゴロンタロ州知事令第30号、(2) 海岸地域及び小規模島における貧困削減の促進に向けたコミュニティの自立を促すことを目的とする、20102年タカラール州知事令第5号(GERBANG P2K)、(3) コミュニティ主導に基づく地域開発計画立案の協働メカニズムとシステムに関する2012年ワカトビ州知事令第1号。

#### 【体制面】

##### <州レベル>

ゴロンタロ州においてのみ、州政府は、州実施委員会 (PIC) と同じ機能を持つ開発庁技術実施ユニット (UPTB) を設立した。同組織は、開発庁技術実施ユニット(UPTB Kerjasama)の組織及び管理に関する2013年州知事令第30号により、設立された。技術実施ユニットの責任者は、州実施委員会の前メンバーであり、かつ参加型地域社会開発に関する本邦研修の元研修員でもあり、計画官として十分な能力を有している。UPTBは、予算も含め、州のBAPPEDAの管轄下にある。2013年から2017までに実施された活動は、(1) 国際開発協力のための国際機関/ドナーへの支援、(2) 地域協力計画の策定、が含まれる。UPTBには8名の職員がいるが、長官、事務職員、開発・研修セクションの責任者、施設・インフラセクションの責任者のポストは空席のまま、職員数は十分ではない。

他の対象5州では、PICと同じ機能を担う組織は、正式に設立されていない。PICのメンバーのほとんどが他のポジションに昇進したが、CDPアプローチを模倣した開発プロジェクト/プログラムの計画策定及び実施に依然として関与している。州のBAPPEDAは、村落省が制定した村落ファシリテーション法（2015年第3号）がコミュニティ・ファシリテーターを代替し、CDPのインパクトを維持するものとしてとらえている。同規則は、村落行政の能力、有効性及びアカウンタビリティの改善に向けたファシリテーションや支援及び村落開発においてコミュニティ・イニシアティブの促進、人々の認識及び参加型農村開発を重視するものである。

##### <研修>

関係者を対象としたCDPアプローチ研修は、インドネシアの地方分権化政策に即した地域開発のための協働メカニズムを支援するために、地方政府との協力で実施されている。合計で、34名のマスター・ファシリテーター及び302名の研修講師が対象6州に存在している。彼らは、要請に基づき、研修を継続的に実施している。

##### <コミュニティ・ファシリテーター>

2014年に村落法（2014年第6号、UU Desa No.6/2014）が制定され、村に政治的自治権を与えた。村落ファンドが2015年度に設立され、行政と開発プロジェクトの財源とすることで村落開発を加速するため、全村落に対し総額21兆ルピアが配分された。村落省は、特に村落ファンドの効果的活用によるコミュニティ開発を支援するために、村落ファシリテーターを配置した。村落ファシリテーターの配置により、コミュニティ・ファシリテーターと重複する役割や所管については、多くの村落でコミュニティ・ファシリテーターの担当範囲ではなくなった。しかしながら、コミュニティ・ファシリテーターは、大学、県、州、中央政府機関との共同で、参加型計画立案に関する研修や開発プロジェクトに関わる政府職員への支援を含む、様々な国家/地方プログラムにおいてファシリテーターとしての役割を果たしている。また、コミュニティ・ファシリテーターは、CDPアプローチが継続して実施されるよう、CDPアプローチを適用し、普及している。

##### <COMMIT>

73名で構成されるCOMMITは、CDPアプローチ研修という形で、政府及び非政府組織の能力開発を支援している。「適用と持続性に関する戦略」の実施に関連する中央、州、県政府機関パートナーに対して、COMMITは次のサービスを提供している。

(1) 研修のためのリソース・パーソン及びファシリテーター（含リソース・パーソンやファシリテーター養成研修）、(2) 研修実施における品質管理、(3) 「適用と持続性に関する戦略」の実施における監督と支援、(4) CDPアプローチ適用における中央及び州政府への支援。ドナー機関、NGO、民間企業の社会貢献活動（CSR）、といったパートナー候補機関に対しては、同組織は、(1) 研修/セミナー/ワークショップ（企画、実施、モニタリング・評価）、(2) モニタリング・評価の計画、企画、プログラミング、(3) グッドプラクティスの調査と文書化、(4) コミュニティ開発に関する教訓をまとめた出版物、を提供している。

#### 【技術面】

州レベルでは、ゴロンタロ州のUPTBの職員の多くは（責任者を除いて）、本事業の活動を通じて育成されることがなかったため、CDPアプローチに関する十分な能力と知識を有していない。本事業で実施されたCDP研修の修了者、マスター・ファシリテーター及びコミュニティ・ファシリテーターは、特に、ワカトビ県、ポフワト県、パリギモントン県、パル市、北ミナハサ県、セラヤ県、マムジュ県及びボルマン県において、CDPモジュールを用いて、コミュニティへの支援やより多くのコミュニティ・ファシリテーターの育成に活発に取り組んでいる。実務を通じた経験の蓄積により、本事業完了以降も、彼らの能力は一層強化されている。COMMITのメンバーは十分な能力と知識を有しており、8州を対象にした能力構築及びコンサルティング・サービスを提供し、アフガニスタンやブータン、ミャンマーでの研修活動を行っているほか、他のJICA事業と協働している。

#### 【財務面】

UPTB及びCOMMITの予算に関するデータは入手できなかった。ゴロンタロ州UPTBは、ゴロンタロ州BAPPEDAの管轄下にある組織の一つであることから、その事業運営にあたっての予算配分は、UPTB向けに割り当てられた国家予算（APBD）が、BAPPEDAを通して交付されている。活動のための予算は、単発で割り当てられている。

CDPアプローチ研修向けの予算については、地方政府によって異なる。パル市やポフワト県、ワカトビ県、北ミナハサ県、パリギモントン県、セラヤ県といった一部の州・県政府は、ファシリテーターや政府職員向けの研修を行う組織に資金提供を行っている。それ以外の州・県政府は、ゴロンタロ州のように、より多くのコミュニティ・ファシリテーターを確保するための研修の開催を現在計画中である。

COMMITは、（プロジェクト/契約ベース）要請に基づき、活動を行っている。財源は、地方政府からNGO団体、JICAを含む開発パートナーまで、多岐にわたっている。

#### 【評価判断】

以上より、本事業は、体制面、技術面、財務面に一部課題が見られ、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

### 5 総合評価

本事業は、関係者の能力向上を通じて、本事業が導入した協働メカニズムの下での地域開発の促進に向けた、プロジェクト目標及び上位目標を達成した。持続性については、本事業完了後、州実施委員会の後継機関設立は、ゴロンタロ州 UPTB のみにとどまったものの、州実施委員会の前メンバー、コミュニティ・ファシリテーター及び COMMIT によって、CDP アプローチは維持され、普及されている。しかしながら、UPTB 職員の人員数及び技術レベルはいずれも未だ十分とは言えない。他方、多くの元 PIC のメンバーやコミュニティ・ファシリテーター及び COMMIT メンバーは、本事業で導入した協働メカニズムによる地域開発を促進するため、コミュニティへの支援や政府職員やファシリテーターに対する研修に積極的に取り組んでいる。効率性について、事業期間及び事業費が計画を超過した。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高いといえる。

## III 提言・教訓

実施機関への提言：

1. 開発計画立案における協働メカニズムの重要性は、本事業の 29 の対象県/市のコミュニティによって認識されている。他の地域においても、質の高い計画立案と発展を享受できることから、他の県/市に対し CDP アプローチの普及を推進するニーズはあり、したがって、中央及び州政府は、全州/県の政府職員が会する会議での CDP アプローチの紹介、CDP アプローチの原則と便益に関するパンフレット作成、CDP アプローチのグッドプラクティスのウェブサイトでの公表により、CDP アプローチに基づいた経験を共有するための活動を迅速に行う責任があり、それを実施することが求められる。
2. CDP アプローチの普及を推進するため、より高いレベルでの協働メカニズムの制度化が推奨される（CDP アプローチにより策定され、より上位のガバナンスに反映されるべき村落規則は県規則に、県規則は州政府規則へと格上げされるべきである）。こうした取り組みは、州実施委員会の前メンバー、コミュニティ・ファシリテーター、マスター・ファシリテーター、COMMIT 及び本事業の研修参加者によって促進されるべきである。
3. 州・県レベルにおける公的開発計画機関として、BAPPEDA は実施された協働メカニズムに関する全てのプロセスを文書化すべきである。こうした文書化は、インドネシア及び他国の計画立案者にとってガイダンスや PR ツールとして、全関係者のためのグッドプラクティス及び教訓に関する役立つ参考資料となる。さらに、質の高い計画立案を担保するという意味で、国民に対する説明責任を強化することにもつながる。これら文書は、BAPPEDA 及び COMMI、並びに/あるいは村落省及び内務省といった関係機関のウェブサイトでも共有することも考えられる。
4. 村落ファンドを有効活用するため、村落省によって雇用されている村落ファシリテーター及びコンサルタント向けの研修に、CDP アプローチを統合すべきである。統合を促すため、州 BAPPEDA は COMMIT と協働すべきである。ポフワト県で既に実施されているように、県 BAPPEDA は、経験の共有と能力と知識の向上を目指し、コミュニティ・ファシリテーターと村落ファシリテーター間のコミュニケーションを促すべきである。

JICA への教訓：

- ワカトビ県は、最も成功した事例として、本事業の全関係者に認識されている。コミュニティ・ファシリテーターがムスレンバンのプロセスの一部として正式に位置付けられ、コミュニティ開発計画の企画立案に依然として積極的に関与していることから、本事業のインパクトは高く維持されている。その背景には、当時の県知事が、マスター・ファシリテーターとして選定され、育成されたことがある。事業を成功及び事業の高い持続性のためには、事業実施に関わる主要な関係

者として、異なる能力（政治的、伝統的、文化的、宗教的リーダー）を持った影響力の大きい人物が含まれるべきである。そうした影響力の大きい人物が特定され、詳細計画策定段階から事業の関係者として関与できることが望ましい。しかし、事業開始後に新たな重要人物が特定された場合には、プロジェクト・チームは、JICA と協議の上、主な事業関係者として関与してもらえよう、働きかけを行うべきである。

- 本事業チームは、パイロット活動の実施における経験から教訓を導き出すことで、本事業期間内に、協働メカニズム又は CDP アプローチの法制化を働きかける取り組みを促進していた。結果として、本事業期間内に、タカラール県とワカトビ県で、2つの県知事令が制定された。また、同2県は、今もなお、コミュニティ開発事業でコミュニティ・ファシリテーターとの協働を継続している。事業活動中に事業効果を制度化する啓発活動を組み込み、その成果を検証する指標を設定することは、事業効果の持続性を確保するうえで重要である。
- 対象6州のうち、1州のみが州実施委員会に代わる後継組織を設立した。その1州においてさえ、十分な予算と人員を後継組織に配分していない。新たな組織を設立することは概して、政府機関にとって、政治的に難しくかつ時間を要する煩雑な課題である。特定の事業効果を維持するための新たな組織の設立は、政府にとって、資金調達や有能な職員の採用とその維持という観点から、課題が多い。事業においては、事業完了後もそうした業務にかかる新たな課題を作り出すことなく、通常業務の中で活動を維持管理、監督及び促進できるよう、既存の組織を最大限活用するデザインとすべきである。



中央スラウェシ州パリギモントン県ペタパ村で発生した土砂崩れ後の土地改良活動によって改良された土地



北スラウェシ州ブナケン島での廃棄物・リサイクル対策プログラムの下、ごみのリサイクルで作られた植木鉢